委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○知事 ●市区町村長等		
2. 都道府県名	埼玉県		
3. 市区町村名	滑川町		
4. 届出番号	2		
5. 独自利用事務の事例番号	108-1		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.namegawa.saitama.jp/gyousei/my_number_seido/mynumber_index.htm		

執行機関名 滑川町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの	滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和51年条例第6号)による 医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
②番号法別表第1の項	84		
③番号法別表第2の項	108		
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		滑川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第8の項 滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和51年条例第6号)による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例第1条	

⑥事務の趣旨又は目的	児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児</u> が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよ	
⑦独自利用事務の関連規範		滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和51年3月10日条例第6号) 滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則(昭和51年3月19日規則第5号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例第5条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての 審査に関する事務	重度心身障害者医療費受給資格の登録の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ	滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う重度心身障害者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二省令 55 条 項 1 号 ト	滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第2項第3号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報	当該申請を行う重度心身障害者に係る中国残留邦人等支給実施関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二省令 55 条 項 1 号 口	滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第1項第7号
②情報提供者	市町村長	市町村長
報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、 当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う重度心身障害者又は当該重度心身障害者に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考		
/m ¹ / ₇		